

公布された条例のあらまし

◇奈良県部設置条例の一部を改正する条例

1 部の名称の変更

企画部を地域振興部に変更し、生活環境部をくらし創造部に変更することとした。

2 所掌事務の変更

市町村その他公共団体の行政一般に関する事務を所掌する部を総務部から地域振興部に変更し、県政の総合企画及び調整に関する事務を所掌する部を地域振興部から総務部に変更することとした。

3 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県職員定数条例等の一部を改正する条例

1 奈良県職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

知事の事務部局の職員

県立病院の職員

一、一三一人 ↓ 一、一七五人

県営水道の事務部局の職員

一〇三人 ↓ 一〇二人

教育委員会の事務部局の職員

三八二人 ↓ 三〇六人

2 県費負担教職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

県費負担教職員

七、七六九人 ↓ 七、七四〇人

3 奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

高等学校

二、一二八人 ↓ 二、一二四人

特別支援学校

八九二人 ↓ 九二七人

4 奈良県警察職員定数条例の一部改正関係

職員の定数について、次のとおり改めることとした。

警察官以外の職員

三五二一人 →

三四九人

5

施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 地域手当の改定

医療職給料表一(適用職員の地域手当の支給割合を次のとおり改定することとした)。

した。

百分の十二 → 百分の十五

2 施行期日等

(1) 平成二十年四月一日から施行することとした。

(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

人事委員会勧告に基づき、教育職給料表二(及び教育職給料表三)に特二級を新設することとした。

2 諸手当の改定

義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給対象職員に、主幹教諭を加えることとした。

第二 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正

教育職員に、主幹教諭を加えることとした。

第三 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 支給限度額の改定等

特殊勤務手当の支給限度額の改定等を次のとおり行うこととした。

(1) 病院に勤務する職員の特殊勤務手当

ア 県立病院に勤務する医師に対する特殊勤務手当を廃止することとした。

イ 正規の勤務時間以外の時間において、人事委員会規則で定める特別な事情の下で救急医療等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事する医療職給料表の適用を受ける職員のうち、人事委員会規則で定めるものに対して特殊勤務手当を支給することとした。

勤務一回につき 五、〇〇〇円

ウ 分べんの介助その他の人事委員会規則で定める業務に従事する医師に対して特殊勤務手当を支給することとした。

勤務一回につき 五、〇〇〇円（正規の勤務時間以外の時間において当該業務に従事したときは、五、〇〇〇円にその百分の五十に相当する額を加算した額）

エ ウの特殊勤務手当が支給される業務については、イの特殊勤務手当は、支給しないこととした。

(2) 航空業務に従事する職員の特殊勤務手当

職員が航空機の整備業務に従事したときに支給する特殊勤務手当の支給限度額を次のとおり改定することとした。

勤務一月につき 二三一、〇〇〇円 → 従事した日一日につき 一、〇四〇円

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 旅費の計算

居住地から直ちに旅行する場合の旅費については、居住地から目的地に至る旅費を支給することとした。

2 日当

(1) 日当定額は、次のとおりとした。

ア 奈良県の区域内に在勤する職員が三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県又は和歌山県の区域内において旅行する場合 四〇〇円

イ 奈良県以外の都道府県の区域内に在勤する職員がアの場合との均衡を考慮して知事が定める都道府県の区域内において旅行する場合 四〇〇円
ウ ア及びイ以外の場合 二、〇〇〇円

(2) 公務上の必要により内国旅行に要する費用で規則で定めるものを必要とした場合において、(1)の日当定額で当該必要とした額を支弁できないときは、当該必要とした額の日当を支給することとした。

(3) 日当は、次の場合には、支給しないこととした。ただし、公務上の必要により内国旅行に要する費用で規則で定めるものを必要とした場合は、当該必要とした額の日当を支給することとした。

ア 公用の交通機関を利用する旅行の場合

イ 承認を受けて私有自動車等を使用する旅行の場合

ウ 徒歩による旅行の場合

エ 在勤公署の存する都道府県と同一の都道府県の区域内における旅行の場合

合

3 移転料

水路又は陸路が含まれる内国旅行の移転料は、水路及び陸路一キロメートルをもつてそれぞれ鉄道一キロメートルとみなして路程を計算することとした。

4 在勤地内旅行等の旅費の特例の廃止

在勤地内及び在勤地以外の同一地域内における旅行の旅費について、特例を廃し、鉄道賃、船賃又は車賃の実費額を支給することとした。

5 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

6 施行期日等

(1) 平成二十年四月一日から施行することとした。
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 特例措置の実施期間の改定

特例措置の実施期間を次のとおり改定することとした。

平成十五年四月一日から平成二十年三月三十日まで → 平成十五年四月
一日から平成二十一年三月三十日まで

2 減額割合の改定

- (1) 次に掲げる職員に対する給料月額に係る減額割合を一・五%とすることとした。

ア 行政職給料表の職務の級が五級以下の職員又はこれに相当する給料表適用職員

用職員

イ 号給が一号給又は二号給の特定任期付職員

ウ 非専門的任期付職員

エ 号給が一号給又は二号給の第一号任期付研究員

オ 第二号任期付研究員

- (2) 教職調整額に係る減額割合を一・五%とすることとした。

3 施行期日等

- (1) 平成二十年四月一日から施行することとした。
(2) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

1 附属機関の設置

奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員を設置し、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の資質を確認するための試験の実施に関する事務を担任させることとした。

2 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県監査委員条例の一部を改正する条例

1 健全化判断比率等及び資金不足比率等の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により審査に付された健全

化判断比率等及び資金不足比率等の審査については、これを受理した日から六十日以内に意見を付けて知事に回付しなければならないこととした。

2 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

1 使用料及び手数料の額の改定等

次の使用料及び手数料の額の改定等を行うこととした。

(1) 奈良県手数料条例の一部改正関係

ア 准看護師再教育研修手数料等の新設

イ 一般用医薬品登録販売者試験手数料等の新設

ウ クリーニング師試験手数料の改定

エ 飲食店営業等許可申請手数料の改定

オ 家畜注射手数料の改定

カ 介護サービス情報調査事務手数料等の改定

(2) 奈良県行政財産使用料条例の一部改正関係

工作物の設置による行政財産使用の場合に係る使用料の額の改定等

(3) 奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正関係

奈良県保健環境研究センターにおける食品検査に係る食品中の添加物検査の定量分析手数料の改定

(4) 奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部改正関係

看護専門学校における授業料の額等の改定

(5) 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の一部改正関係

奈良県病院事業の用に供する病院における分べん介助料の改定

(6) 奈良県工業技術センター手数料条例の一部改正関係

奈良県工業技術センターにおける醸造用水試験手数料の改定

(7) 奈良県立公園条例の一部改正関係

奈良県立公園における工作物の新築、改築等に係る使用料の改定

(8) 奈良県道路占用料に関する条例の一部改正関係
道路占用料の額の改定等

◇奈良県税住宅条例の一部を改正する条例

- (9) 奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正関係
土地占用料の額の改定等
- (10) 奈良県立都市公園条例の一部改正関係
奈良県立都市公園における占用の許可に係る使用料の額の改定等
- (11) 檀原公苑使用条例の一部改正関係
庭球場の人工芝コートを使用する場合に係る使用料の額の改定
- (12) 奈良県警察手数料条例の一部改正関係
免許証交付手数料等の改定
- 2 その他
- 所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
- (1) 平成二十年四月一日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
- 1の(5) 平成二十年十月一日
- 1の(12) 平成二十一年一月四日
- 1の(4) 平成二十一年四月一日
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- ◇奈良県税条例の一部を改正する条例
- 1 自動車税関係
- 社会福祉法に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち規則で定めるもの（以下「社会福祉事業等」という。）を行う者（法人にあっては、公益を目的とする法人で規則で定めるものに限る。）が所有し、かつ、専ら社会福祉事業等の用に供する自動車に対しては、自動車税は課さないこととした。
- 2 施行期日等
- (1) 平成二十年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

1 入居者資格の制限

入居予定者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族は、暴力団員でない者でなければならぬこととした。

2 同居の承認の制限

知事は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認をしてはならないこととした。

3 入居の承継の承認の制限

知事は、入居の承継の承認を受けようと/orする者又はその者と現に同居している者が暴力団員であるときは、入居の承継の承認をしてはならないこととした。

4 県営住宅の明渡しを請求することができる事由の拡大

入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅の明渡しを請求することができることとした。

5 意見聴取等

(1) 知事は、必要があると認めるときは、次に掲げる者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聞くものとすることとした。

ア 入居予定者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族

イ 同居の承認を受けて入居者が同居させようとする者

ウ 入居の承継の承認を受けて引き続き県営住宅に居住しようとする者及びその者と現に同居している者

(2) 知事は、特に必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察本部長の意見を聞くことができるのこととした。

(3) 警察本部長は、必要があると認めるときは、入居者又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、知事に對して意見を述べることができるることとした。

6 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

7 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正す

る条例

1 禁止の対象とする卑わいな行為の追加

禁止の対象とする卑わいな行為に、次に掲げる行為を加えることとした。

- (1) 公共の場所又は公共の乗物において、他人を著しくしゅう恥させ、又は他人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次に掲げる行為をすること。

- ア 着衣以外の身に着ける物の上から他人の胸部、臀部、下腹部、大腿部等（以下「胸部等」という。）の身体に触れる行為であつて卑わいなもの
イ 着衣等の全部若しくは一部を着けないでいる他人の姿態をのぞき見し、
又は写真機等を使用して、その映像を記録する行為であつて卑わいもの
ウ その他卑わいな言動

- (2) みだりに卑わいな行為であつて次に掲げる行為をすること。

- ア 公共の場所及び公共の乗物以外の場所から、写真機等を使用して、透視する方法により、公共の場所にいる他人若しくは公共の乗物に乗つている他人の下着若しくは胸部等の身体を見、又はその映像を記録すること。

- イ 写真機等を使用して、住居、浴場、更衣室、便所その他の人が着衣等の全部又は一部を着けない状態でいるような場所（公共の場所及び公共の乗物を除く。）に当該状態でいる他人の姿態の映像を記録すること。

2 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

- (1) 平成二十年六月一日から施行することとした。
(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県公益認定等審議会条例

1 趣旨

この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に基づき、奈良県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとすることとした。

2 組織

(1) 審議会は、委員三人以上七人以内で組織することとした。

(2) 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関する優れた識見を有する者のうちから、知事が任命することとした。

3 委員の任期

(1) 委員の任期は、二年とすることとした。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする」ととした。

(2) 委員は、再任されることができることとした。

4 職権の行使

委員は、独立してその職権を行うこととした。

5 委員の身分保障

委員は、審議会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることはないととした。

6 委員の服務

(1) 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととした。その職を退いた後も同様とすることとした。

(2) 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないこととした。

7 会長

(1) 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めることとした。
(2) 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとした。
(3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することとした。

8 会議

(1) 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となることとした。
(2) 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないこととした。
(3) 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとした。

(1) 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとした。

(2) 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者の中から、知事が任命することとした。

(3) 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする」ととした。

(4) 6の(1)は、専門委員について準用することとした。

10 部会

(1) 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とした。
 (2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名することとした。
 (3) 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任することとした。

(4) 部会長は、当該部会の事務を掌理することとした。

(5) 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理することとした。
 (6) 8は、部会の会議について準用することとした。

11 庶務

審議会の庶務は、総務部において処理することとした。

12 その他

この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定めることとした。

13 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇ふるさと奈良県応援基金条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法に

より保管することとした。

- (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるのこととした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入することとした。

4 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

5 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

7 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例

1 財政安定化基金拠出率

財政安定化基金拠出率は、一万分の九とするのこととした。

2 積立て

特定期間の各年度において基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

3 管理

- (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

- (2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとした。

4 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとするこ

とした。

5 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる」とした。

6 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるとときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

7 その他

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。

8 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県医師確保修学研修資金貸与条例

1 目的

この条例は、本県において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な医師の養成及び確保を図るため、医師の確保が困難な県内の地域に所在する医療機関又は医師の確保が困難な診療科において、医師としての業務に将来従事しようとする者に対し、修学研修資金を貸与することを目的とするとした。

2 定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、次のとおりとすることとした。

- ア 大学修学資金 学校教育法に規定する大学（医学を履修する課程に限る。以下「医科大学」という。）における修学のための資金をいうこととした。
- イ 臨床研修資金 医師法に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）のための資金をいうこととした。
- ウ 専門研修資金 医師の専門的な知識及び技術の習得に係る研修で知事が定めるもの（以下「専門研修」という。）のための資金をいうこととした。
- エ 修学研修資金 大学修学資金、臨床研修資金及び専門研修資金をいうこととした。

オ へき地医療機関 医師の確保が困難な県内の地域として規則で定めるものに所在する医療法に定める公的医療機関をいうこととした。

カ 特定診療科 医師の確保が困難な診療科として規則で定めるものをいうこととした。

3 修学研修資金の貸与

知事は、次に掲げる修学研修資金の区分に応じ、次に定める者（規則で定める者を除く。）で、へき地医療機関又は特定診療科において医師としての業務に将来従事しようとするものの申請により、その者に修学研修資金を貸与することができるのこととした。

ア 大学修学資金 医科大学に在学する者

イ 臨床研修資金 臨床研修を受けている者

ウ 専門研修資金 専門研修を受けている者で、大学修学資金及び臨床研修資金（以下「大学修学資金等」という。）のいずれの修学研修資金の貸与も受けていらないもの

4 修学研修資金の額等

- (1) 修学研修資金の額は、月額二十万円とすることとした。
- (2) 修学研修資金の利率は、年十パーセントとすることとした。
- (3) 修学研修資金は、毎月貸与するものとすることとした。ただし、特別の理由があるときは、二月分以上を併せて貸与することができることとした。
- (4) 修学研修資金の貸与期間は、次に掲げる修学研修資金の区分に応じ、次に定める期間とすることとした。

ア 大学修学資金 大学修学資金を貸与することを決定した日の属する月から正規の修業年限により医科大学を卒業する日の属する月までの期間

イ 臨床研修資金 臨床研修を開始する日の属する月から二年

ウ 専門研修資金 専門研修を開始する日の属する月から当該専門研修を修了する日の属する月までの期間（当該期間が三年を超える場合にあつては、専門研修を開始する日の属する月から三年）

- (5) 知事は、特に必要と認める場合は、(4)のアに規定する期間を一年延長することができることとした。

5 保証人

(1) 修学研修資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならないこととした。

(2) (1)の保証人は、修学研修資金の貸与を受けた者と連帶して債務を負担するものとすることとした。

6 貸与の休止

知事は、修学研修資金の貸与を受けている者（以下「修学生等」という。）が医科大学を休学し、若しくは停学にされ、又は臨床研修若しくは専門研修（以下「臨床研修等」という。）を中断したときは、4の(3)及び(4)の規定にかかわらず、医科大学を休学し、若しくは停学にされ、又は臨床研修等を中断した日の属する月の翌月分から、復学し、又は臨床研修等を再開した日の属する月の分まで修学研修資金の貸与を行わないものとすることとした。

7 貸与の打ち切り

知事は、修学生等が次のいずれかに該当するときは、その日の属する月の翌月分以降の修学研修資金の貸与を打ち切るものとすることとした。

ア 医科大学を退学し、又は臨床研修等を中止したとき。

イ 心身の故障のため修学又は臨床研修等を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

ウ 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。

エ 修学研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。

オ 死亡したとき。

カ その他修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるものとすることとした。

8 返還債務の免除

(1) 知事は、次のいずれかに該当するときは、修学研修資金の返還債務を免除するものとすることとした。

ア 大学修学資金の貸与を受けた者（大学修学資金等の貸与を受けた者を除く。9の(1)において同じ。）が、医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得し、かつ、医師の免許の取得後直ちに臨床研修に従事し、当該臨床研修の修了後引き続き地医療機関又は知事が定める医療機関の特定診療科のうち知事が修学研修資金の貸与を受けた者ごとに指定する

もの（以下「指定従事医療機関」という。）において、大学修学資金の貸与を受けた期間（6の規定により貸与されなかつた期間を除く。）の二分の三に相当する期間（一月末満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、医師としての業務に従事したとき。

イ 臨床研修資金又は専門研修資金（以下「臨床研修資金等」という。）の貸与を受けた者（臨床研修資金にあつては、大学修学資金等の貸与を受けた者を除く。9の(2)において同じ。）が、臨床研修等の修了後引き続き指定従事医療機関において、臨床研修資金等の貸与を受けた期間（6の規定により貸与されなかつた期間を除く。）の二分の三に相当する期間（一月末満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、医師としての業務に従事したとき。

ウ 大学修学資金等の貸与を受けた者が、臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において、大学修学資金等の貸与を受けた期間を通算した期間（6の規定により貸与されなかつた期間を除く。）の二分の三に相当する期間（一月末満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、医師としての業務に従事したとき。

エ 指定従事医療機関において医師としての業務に従事している期間（以下「従事期間」という。）中又は(2)若しくは(3)の業務に従事することができなかつた期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、医師の業務を継続することができなくなつたとき。

(2) (1)のアからウまでの規定の適用については、疾病、育児休業その他規則で定める特別の事情により業務に従事することができなかつた期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、従事期間の計算に算入しないものとすることとした。

(3) 大学修学資金又は臨床研修資金の貸与を受けた者に対する(1)のアからウまでの規定の適用については、知事が必要と認める専門研修に参加するため業務に従事することができなかつた期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、かつ、従事期間の計算に算入することとした。

(4) 知事は、(1)から(3)までに規定する場合を除くほか、修学研修資金の貸与を受けた者が死亡したとき、又は心身の故障その他の規則で定めるやむを得ない

い理由があるときは、修学研修資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる」ととした。

(1) 大学修学資金の貸与を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、次に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月一日から起算して一月以内に、貸与を受けた大学修学資金の総額に利息を付した額を返還しなければならないこととした。

ア 7の規定により貸与が打ち切られたとき。

イ 医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得できなかつたとき。

ウ 医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得した後直ちに臨床研修に従事しなかつたとき。

エ 医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得した後直ちに臨床研修に従事した場合において、当該臨床研修を修了しなかつたとき。

オ 医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得した後直ちに臨床研修に従事した場合において、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師としての業務に従事しなかつたとき。

カ 医科大学を卒業した日から二年以内に医師の免許を取得した後直ちに臨床研修に従事し、当該臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において、大学修学資金の貸与を受けた期間（6の規定により貸与されなかつた期間を除く。）の二分の三に相当する期間（一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、医師としての業務に従事しなかつたとき。

(2) 臨床研修資金等の貸与を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、次に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月一日から起算して一月以内に、貸与を受けた臨床研修資金等の総額に利息を付した額を返還しなければならぬこととした。

ア 7の規定により貸与が打ち切られたとき。

イ 臨床研修等の修了後引き続き指定従事医療機関において医師としての業務に従事しなかつたとき。

ウ 臨床研修等の修了後引き続き指定従事医療機関において、臨床研修資金等の貸与を受けた期間（6の規定により貸与されなかつた期間を除く。）の二分の三に相当する期間（一月末満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、医師としての業務に従事しなかつたとき。

(3) 大学修学資金等の貸与を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、次に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月一日から起算して一月以内に、貸与を受けた大学修学資金等の総額に利息を付した額を返還しなければならないこととした。

ア 7の規定により貸与が打ち切られたとき。

イ 臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において医師としての業務に従事しなかつたとき。

ウ 臨床研修の修了後引き続き指定従事医療機関において、大学修学資金等の貸与を受けた期間を通算した期間（6の規定により貸与されなかつた期間を除く。）の二分の三に相当する期間（一月末満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）、医師としての業務に従事しなかつたとき。

10 返還債務の履行猶予

知事は、修学研修資金の貸与を受けた者に疾病、育児休業その他やむを得ない理由があると認められる場合には、当該理由が継続する間、修学研修資金の返還債務の履行を猶予することができることとした。

11 延滞利息

修学研修資金の貸与を受けた者は、修学研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十五パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならぬこととした。ただし、修学研修資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときはこの限りでないととした。

12 その他

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

13 施行期日等

(1) 平成二十年四月一日から施行することとした。

(2) 知事は、この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。

◇奈良県立医科大学及び県立病院施設整備基金条例

1 積立て

基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。

2 管理

(1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管することとした。

(2) 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるのこととした。

3 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入することとした。

4 処分

基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。

5 繰替運用

基金に属する現金は、財政上必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。

6 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県中小企業振興基本条例

1 前文

歴史、文化、自然環境に恵まれた奈良県にあって、県内の中小企業は、これまで地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進により、県民生活の向上に重要な役割を果たしてきた。

近年、経済の分野における国際競争の激化、急速な少子高齢化の進展等によ

り、経済的・社会的環境が大きく変化する中、県内の中小企業は極めて厳しい經營環境にあるものの、将来にわたり活力ある奈良県を築くためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者を社会全体で支援することにより、中小企業の振興することが重要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要な課題として位置づけ、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、この条例を制定することとした。

2 目的

この条例は、地域において中小企業が果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を促すことにより、地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進を図り、もって県民生活の向上に資することを目的とすることとした。

3 定義

- (1) この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法に掲げる者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいうこととした。
- (2) この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業を支援する組織をいうこととした。

4 基本理念

中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、集積された多様な技術その他の特色ある地域資源の活用を図ることにより、推進されなければならないこととした。

5 県の責務

- (1) 県は、中小企業を取り巻く経済的・社会的環境について調査を行い、4の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。
- (2) 県は、基本理念にのっとり、中小企業者、国、近隣の府県、市町村、中小企業団体、大学その他の研究機関等と緊密に連携して、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進する責務を有することとした。

6 基本方針

県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとすることとした。

ア 恵まれた歴史、文化、自然環境等の地域資源を活用した地場産業等の振興を図ること。

イ 中小企業者の経営の革新の促進及び中小企業の経営資源の確保を図ること。

ウ 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。

エ 中小企業の創業及び創造的な事業活動の促進を図ること。

オ 企業及び大学その他の研究機関との連携による研究開発を推進することにより、中小企業者への研究成果の移転の促進及び中小企業者による研究成果の企業化の促進を図ること。

カ 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。

キ まちづくりの観点に立った商業の集積の活性化を図ること。

ク 中小企業の振興に関する施策に係る情報の中小企業者への積極的な提供を図ること。

7 中小企業者の努力等

(1) 中小企業者は、経済的・社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るために、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならないこととした。

(2) 中小企業団体は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、中小企業の振興に積極的に取り組むよう努めるものとすることとした。

(3) 小売商業施設を設置する者は、まちづくりの活動に中心的な役割を担う中小企業団体への加入その他の方法により、中小企業団体が行うまちづくりに協力するようにしなければならないこととした。

(4) 大企業その他の中、小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と

関係があるものは、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するようにならなければならないこととした。

8 県民の理解と協力

県民は、中小企業の振興が地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進に寄与するとともに、県民生活の向上に資することを理解し、その健全な発展に協力するものとすることとした。

9 財政上の措置

県は、6の基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとすることとした。

10 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

◇奈良県企業立地促進条例

1 目的

この条例は、企業立地の促進のための施策について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県内における企業立地を促進するための施策を講ずることにより、県経済の発展と県民生活の向上に資することを目的とすることとした。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとすることとした。

ア 企業立地 営利を目的とする企業（以下「企業」という。）が工場又は研究所を県内に設置することをいうこととした。

イ 立地企業 企業立地をしようどし、又は企業立地をした企業をいうこととした。

3 基本理念

企業立地の促進のための施策は、次に掲げる事項を十分に認識して行われなければならないこととした。

ア 企業立地の促進が、県内における雇用の機会の創出や県内企業の活性化に資するなど県経済の発展にとって重要であること。

イ 市町村の特性に応じた企業立地の促進が、地域経済の活性化と密接に関連すること。

ウ 産業基盤はもとより、県の地理的及び経済的な特性並びに良好な自然環境居住環境、交通環境等の魅力が、立地企業にとって企業立地の重要な条件として考慮されること。

エ 立地企業が、将来にわたり、安定的かつ継続的に県内で企業活動を行うことが、県経済の持続的な発展にとって重要であること。

オ 企業の特性に応じた県経済への波及効果に配慮することが重要であること。

4 県の責務

- (1) 県は、3の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、企業立地の促進のための施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。
- (2) 県は、基本理念にのつとり、国及び市町村と連携して、企業立地の促進のための施策を講ずる責務を有することとした。
- (3) 県は、基本理念にのつとり、企業立地の促進に関する事業を行う企業その他の団体と連携して、企業立地の促進のための施策を講ずる責務を有することとした。

5 企業立地の促進のための施策

県は、企業立地の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとすることとした。

ア 県内の分譲地、遊休土地、貸工場等の状況に関する情報その他企業立地に必要な情報の提供

イ 企業立地に係る用地を円滑に確保するための制度の充実その他企業立地の促進のために必要な環境の整備

ウ 立地企業の相談に迅速かつ総合的に対応するための体制の整備その他企業立地の促進のために必要な体制の整備

エ 立地企業の動向に係る調査、立地企業への訪問その他立地企業に対する調査活動

オ アからエまでに掲げるもののほか、企業立地の促進のために必要な施策補助金の交付等

知事は、企業立地の促進のため、立地企業に対し、予算の範囲内における補助金の交付又は融資、県税の軽減等の必要な支援を行うことができることとした。

6 施行期日等

- (1) 平成二十年四月一日から施行することとした。
- (2) 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。

◇奈良県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

1 教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、知事が、次に掲げる事務を管理し、及び執行することとした。

ア スポーツに関すること（学校における体育に関するることを除く。）。イ 文化に関すること（文化財の保護に関するることを除く。）。

2 施行期日等

- (1) 平成二十年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。